

日本印刷産業連合会「オフセット印刷サービス」グリーン基準及び 「スクリーン印刷サービス」グリーン基準の改定のお知らせ

一般社団法人日本印刷産業連合会（東京都中央区新富 1-16-8 日本印刷会館 8 階、会長：北島義斉）は、環境に配慮した印刷工場・事業所、印刷製品、印刷用資機材を認定する制度として、グリーンプリンティング（GP）認定制度を運営しています。

この度、印刷製品の GP 認定に係るグリーン基準の一部を改正しましたので、お知らせします。

1. 改正の背景

2023年3月23日、国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、国等が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定める基本方針「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が改定されました。この中で、「塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙」に関して、総合評価値を 80 から 70 に引き下げるとともに、古紙パルプ配合率の最低保証が 60%から 40%に変更されました。

これを受けて、日本印刷産業連合会「オフセット印刷サービス」グリーン基準 及び「スクリーン印刷サービス」グリーン基準 についても同様の改定を行いました。

2. 改定の概要

(1)「オフセット印刷サービス」グリーン基準における「用紙」の改定

※グリーン原則は変更ありません。

	グリーン原則	グリーン基準
改定後	①再生循環資源を利用した紙または省資源の紙を使用している（ただし冊子状のものは表紙を除く）	<水準-1> ・古紙パルプ配合率 40% 以上 + 残りが森林認証パルプ、または総合評価値 70 以上 <水準-2> ・古紙パルプ配合率 20%以上、または森林認証紙、非木材紙、間伐材紙、薄葉紙

改定前	①再生循環資源を利用した紙または省資源の紙を使用している（ただし冊子状のものは表紙を除く）	<水準－1> ・古紙パルプ配合率 60% 以上 + 残りが森林認証パルプ、または総合評価値 80 以上 <水準－2> ・古紙パルプ配合率 20%以上、または森林認証紙、非木材紙、間伐材紙、薄葉紙
-----	---	--

(2)「スクリーン印刷サービス」グリーン基準の改定

※「オフセット印刷サービス」グリーン基準と同一の内容です。

	グリーン原則	グリーン基準
改定後	①再生循環資源を利用した紙または省資源の紙を使用している（ただし冊子状のものは表紙を除く）	<水準－1> ・古紙パルプ配合率 40% 以上 + 残りが森林認証パルプ、または総合評価値 70 以上 <水準－2> ・古紙パルプ配合率 20%以上、または森林認証紙、非木材紙、間伐材紙、薄葉紙
改定前	①再生循環資源を利用した紙を使用している	<水準－1> ・ 古紙パルプ配合率 100%、または古紙パルプ配合率 70%以上 + 残りが森林認証パルプ <水準－2> ・古紙パルプ配合率 70% 以上または森林認証紙、非木材紙、間伐材紙

【補足】

グリーン基準を満たす資材を用いて GP 認定工場が製造した印刷製品には、総合的な環境配慮の証として、GP マークを表示できます。



3. 改定日

今回の改定は、改定日を 2023 年 4 月 1 日とし、同日に遡って適用することとしました。

3. 掲載 URL

各グリーン基準は下記ホームページに掲載しています。

<https://www.jfpi.or.jp/greenprinting/detail/id=1467#kou02>

【本件についての問い合わせ先】

一般社団法人日本印刷産業連合会 グリーンプリンティング認定事務局
 〒104-0041 東京都中央区新富 1-16-8 日本印刷会館 8 階
 TEL:03-3553-6123 FAX:03-3553-6079
 E-mail : gp-nintei@jfpi.or.jp